

徳之島町障がい者活躍推進計画

機関名	徳之島町
任命権者	徳之島町長 高岡 秀規
計画期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日（2年間）
徳之島町における障がい者雇用に関する課題	徳之島町においては、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。また、これまで障がいのある職員には個別に対応してきており、大きな問題は生じていないところだが、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】</p> <p>（令和3年6月1日時点）2.72%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p> <p>○法定雇用率は上回っているが、職員の退職等により法定雇用率を下回ることもあるため、障がい者に限定した募集・採用を検討して行かなければならない。</p>
② 定着に関する目標	<p>なし</p> <p>※今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定。</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定する。</p> <p>○障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部向け障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> <p>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○身体障がい等により従来業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握するとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
4. その他	<p>○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>